

南砺市農業委員会第14回総会会議録

- 1.招集日時 平成27年 8月 6日
- 2.開会時刻 平成27年 9月 4日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 平成27年 9月 4日 午後3時05分
- 4.場 所 城端庁舎 会議室
- 5.委員定数 28名
- 6.出席委員 25名 欠席委員3名

| 番号 | 氏名     | 出欠 | 番号 | 氏名    | 出欠 |
|----|--------|----|----|-------|----|
| 1  | 百島 和博  | 出  | 15 | 杉森 桂子 | 出  |
| 2  | 齊藤 勇一  | 出  | 16 | 瀧 由記男 | 出  |
| 3  | 浅野 清治  | 出  | 17 | 片山 昌作 | 欠  |
| 4  | 上田 憲仁  | 出  | 18 | 藤永 隆夫 | 出  |
| 5  | 福田 孝洋  | 出  | 19 | 松平 勝  | 出  |
| 6  | 荒木 健二  | 出  | 20 | 齊藤 十明 | 出  |
| 7  | 前川 十一  | 出  | 21 | 澁谷 均  | 出  |
| 8  | 梅本 兵造  | 出  | 22 | 杉本 文代 | 出  |
| 9  | 池田 又次郎 | 出  | 23 | 木下 春一 | 欠  |
| 10 | 石尾 武雄  | 出  | 24 | 小橋 昭夫 | 出  |
| 11 | 山本 清   | 出  | 25 | 中川 寿  | 出  |
| 12 | 山本 敏   | 出  | 26 | 松本 篤治 | 出  |
| 13 | 大谷 與一  | 欠  | 27 | 池田 喜昭 | 出  |
| 14 | 雨野 敬三  | 出  | 28 | 庵 昭義  | 出  |

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

議案第61号 農用地利用集積計画（案）の決定について

協議第11号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について

報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

主幹 野原 健史、副主幹 久保 明子

9.会議の概要

事務局

本日、13 大谷委員、17 片山委員、23 木下委員より欠席の旨の通知がありましたのでご報告いたします。出席委員は 28 名中 25 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、総会が成立することをごにお知らせします。

それでは、ただ今より第 14 回総会を開会いたします。まず、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。

会長

すっきりしない天気が 1 週間ほど続いており、早稲の刈取りが 1 日、2 日で終わるかなというところですが、大変田圃も柔らかく、作業がしづらいと思います。また、畑物も遅れているような感じで、夏からおかしな天気のように感じています。

8 月 6 日に参議院公聴会があり、福光農協にも来られたので私もその場に出席させていただき、少し意見を言いました。

いろいろ勉強しておられるとおもいますが、あまり現場の状況が伝わっていないように思いました。

公選制から市長の選任制になる。恣意的に扱われるのではないかと考えられます。また、農地利用最適化推進委員が新設されますが、制度、役割についてどう考えているのか、現場では理解されていないと申しました。農地利用最適化推進委員から上がってきた事案を委員会で諮るイメージと考えます。これらを意見交換させていただきました。今後具体的に見えてくると思います。

次ぎに、前回も農地中間管理機構について研修したいと話しておりましたが、問題がいろいろでてきており、説明ができない状況です。整理が出来次第また、研修できればと思います。

それでは本日、出ております案件につきましてこれから順次進めてまいりますので的確なご判断をいただきたいと思います。

議長  
(会長)

それでは只今より委員会を進めていきます。

これより議事に入りたいと思います。  
まず、議事録署名委員の指名を行います。  
2 番齊藤勇一委員、3 番浅野清治委員お願いいたします。

議長

議案第 60 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局

＝議案第 60 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は全部で 2 件の申請がありました。面積は田 159.00 m<sup>2</sup>、畑 0.00 m<sup>2</sup>、計 159.00 m<sup>2</sup>です。

|      |     |       |                    |
|------|-----|-------|--------------------|
| 住宅敷地 | 1 件 | 田 2 筆 | 114 m <sup>2</sup> |
| 車庫敷地 | 1 件 | 田 1 筆 | 45 m <sup>2</sup>  |

受付番号 1 番は、申請人は以前より住宅敷地と隣接する農地の形状が歪で大型農業機械での作業がしづらく不便であったことから作業の利便性と効率を考慮し農地の形状を直線にし、土留めと土盛りをしました。これは平成 5 年頃に申請者の亡き父が許可を得ずに実施したもので、今般この地区の土地整備事業により無断転用であることが判明したため早急に手続きし不手際を解消するものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号 2 番は、申請人は所有する自家用車を住宅敷地内に青空駐車しています。既存の住宅敷地内には車庫を建てるスペースが無いことから、申請地に車庫の建築を計画しました。しかしこの車庫は平成 5 年頃に申請者の亡き父が許可を得ずに建てたもので、今般この地区の土地整備事業により無断転用であることが判明したため早急に手続きし不手際を解消するものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

議長 何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 60 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第 61 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。

事務局 今回は設定が 8 件、10 筆の申請があがっています。面積は、田 11,662.00 m<sup>2</sup>、畑 0.00 m<sup>2</sup>、計 11,662.00 m<sup>2</sup>です。

＝議案第 61 号について議案書をもとに内容説明＝

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 61 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に協議事項に入ります。

議長 協議第 11 号「農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 ＝協議第 11 号について議案書をもとに朗読・説明＝

受付番号 1 番は、申請地地区への新たなサービス (LTE) 提供の為の設置です。当該設備は無線による通信を中継するため他設備との見通しが必須となります。農用地区域をさけた箇所にて検討しましたが、山や高い木立が遮断となり見通しがとれず見通しがとれたところが当該地でした。申請地周辺

エリアは新たなサービス(LTE)の提供が遅れユーザ様にご迷惑をお掛けしており、また社会インフラとして地域の社会基盤の強化にも貢献したいと思っております。認定電気通信事業者が空中線系、中継施設等の敷地に供する場合は、公共性が高く、転用許可不要であり地区の端部に位置し、集落から離れた土地であり、集落代表者の同意もあることから高性能機械による営農や効率的な病虫害防除に支障を来たすおそれはなく、また、担い手農家への農用地利用集積に支障を来たさぬよう南砺市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」において定めており、農業委員会等で利用集積に関する調整を図っているため、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障となるおそれもないと認められます。

受付番号2番は、4世帯9人家族となり若い夫婦と子供3人が分家し住宅を建築されるものです。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号3番は、借受人は旅客自動車運送業を営む会社です。願出地は昭和52年頃に建築した借受人の事務所兼車庫が建っています。今回の申請で農地法の規定に合わせるものであり、また借受人が今般大型バスを購入するにあたり、陸運局からバスの駐車スペースについて確認されました。調査の結果、スペースは確保できていますが、農地法所定の許可手続きがされていない事が判明したものです。農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号4番は、譲受人は、現在市内のアパートにて夫と二人で生活をしています。家賃負担やいずれ子供の出産、子育て、両親の介護等を考えると実家付近にて住宅を新築しようと思いましたが見つからなかった為、両親と相談し父所有の申請地を譲ってもらうこととなったものです。実家近隣には友人、知人も多く、地域の発展にも協力していきたいと考えるものです。また、子供の事柄で両親や姉夫婦、友人等に相談したり時には面倒を見てもらったり、実家の営農の手伝い助け合えると考えたものです。農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当し、願出地面積は、一般住宅の基準面積を超えていないことから適合するものと考えられます

受付番号5番は、借受人は現在、平成13年8月から、自社

物流倉庫として仮想しております。しかしながら、店舗（スーパーマーケット等）の出店が急増した為、手狭となり、物量を対応しきれなくなってきました。今後も店舗の出店が続きますので、隣接する予定地を借受け、建物を増築し至急対応が必要となったものです。農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号6番は、申請人は、父親から相続を受けましたがこの土地に昭和50年に手続きがないまま住宅が建てられていることが判明しました、申請土地は、以前の住宅は、昭和49年3月29日土地改良法による換地処分がなされた時にはすでに、木造草葺平屋建てでありました。申請人は現在県外に居住している為、この土地建物を譲受人に譲り渡すものです。農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号7番は、申請地ある建物は、昭和45年頃に申請人の父親が業としていた大工の作業場として新築し使用し、父親が仕事を辞めた後は、農作業機械や用具を保管し使用してきました。平成24年頃当地区で営農組合として共同の農作業を行う事になり、共同作業場や保管庫が必要になったので地区内で検討したところ、当地区の既存の農作業用ハウスの対面であり大きさも十分で、作業の利便性も大変良いこの建物を、農業用施設使用することになったものです。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

編入については今回2件の申請がありました。

受付番号1番は、申請地は、当初申請人の娘さんの住宅新築敷地として除外願いを提出したもので、除外地になり土木センター担当課と市道から進入路として使用する農道について、現場確認等を行ったところ、住宅建築基準法の指定する道幅にこの農道が足りず、この場所では確認申請がおりない事が分かりました。現在の状況ではこの農道が広がる可能性は無いことから、今後住宅敷地として使用出ないため、今般農地に編入するものです。

受付番号2番は、願出地区では、従来から農業振興に意欲があり、この度土地基盤整備事業委託を受けて、将来にわたり生産性と営農効率の維持向上を図っていくため、37筆

38, 189 m<sup>2</sup>を農振農用地区域へ編入するものであります。

議長 除外の受付番号 5 番は 1,000 m<sup>2</sup>以上の案件ですので、担当委員さんのコメントをいただきたいと思います。担当の荒木委員さんコメントをお願いします。

荒木委員 この案件は、2 地区が隣接しておりまして、両地区の代表の方に確認したところ地区の同意は得られているということでした。また、用排水路や雇用等についても協議していくところだと思えます。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 了解いただいたということで次に進みます。

次に報告事項に入ります。

議長 報告第 20 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

議長 今回は 1 件の届出がありました。田 2,818.00 m<sup>2</sup>、畑 0.00 m<sup>2</sup>、計 2,818.00 m<sup>2</sup>です。

＝報告第 20 号について説明＝

議長

受付番号 1 番は、自分で耕作するための解約です。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長 次にその他の案件に入ります。

○次回の委員会 平成 27 年 10 月 1 日 (木) 午後 2 時から

○農地パトロールについて  
10月5日(月)～10月9日(金)の期間で6班に分かれて実施。地域協力員にも依頼。

○視察研修について10月29日(木)～10月30日(金)  
視察先：甲信地方で調整

議長 何かご質疑はありますか。

(発言なし)

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議長 その他、何かご意見はありますか。

(発言なし)

議長 以上をもちまして、南砺市農業委員会第14回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時5分)

議事の正確なるを証して署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長